

二、及び他を勘査スルコト
 八、指針のハ彼天長自のハ
 口、自ら立証願書提出スルコト
 下、入籍を困難に感ずルコト
 十一、上巻願書提出ノ旨
 十、原田山本在平ノ感状ヲ其ノ
 其処長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 八、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 九、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 十、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 十一、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 十二、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 十三、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 十四、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 十五、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 十六、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 十七、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 十八、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 十九、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 二十、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 二十一、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 二十二、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 二十三、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 二十四、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 二十五、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 二十六、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 二十七、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 二十八、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 二十九、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 三十、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 三十一、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 三十二、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 三十三、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 三十四、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 三十五、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 三十六、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 三十七、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 三十八、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 三十九、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 四十、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 四十一、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 四十二、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 四十三、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 四十四、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 四十五、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 四十六、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 四十七、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 四十八、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 四十九、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 五十、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 五十一、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 五十二、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 五十三、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 五十四、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 五十五、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 五十六、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 五十七、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 五十八、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 五十九、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 六十、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 六十一、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 六十二、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 六十三、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 六十四、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 六十五、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 六十六、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 六十七、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 六十八、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 六十九、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 七十、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 七十一、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 七十二、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 七十三、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 七十四、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 七十五、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 七十六、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 七十七、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 七十八、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 七十九、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 八十、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 八十一、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 八十二、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 八十三、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 八十四、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 八十五、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 八十六、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 八十七、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 八十八、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 八十九、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 九十、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 九十一、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 九十二、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 九十三、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 九十四、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 九十五、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 九十六、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 九十七、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 九十八、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 九十九、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ
 一百、部長 謝願書ハ既ニ本人ノハ

財團法人協調會大阪支所

昭和二年九月三日

中山製釘部従業員一同

中山製釘部 謝願書 提出

以上ノ謝願書ヲ提出シタル處曾此則ハ六日回答ヲ得ヘル旨言合ヘタル
 タメ引上ゲタルが越エテ六日截止則ハ曾此則ノ態度ヲ極力
 ニ謝願書ヲ拒絶スルノ意旨ハレタルタメ更ニ謝願書ニ左記一項
 ヲ加ヘタル要求書ヲ携ヘ曾此則ヲ訪問シタルニ相違人事主任ハ同
 答ニ先立テ全職工ヲ集合セシメ何等カ訓示センノ態度見エタル爲
 メ職工一同ハ集合場所ニ集合セズ待場々々ニ立歸リ就業シタ
 (要求書ハ謝願書ニ左記一項ヲ加ヘタルモノ)
 十三、今回ノ問題ニ對シ絶對ニ犠牲者ヲ出サザルコト
 一方職工代表ハ相違人事主任ニ要求書ヲ提出スルト同時ニ回答
 ヲ督促シタル處同主任ハ